

生駒市規則第14号

生駒市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年3月31日

生駒市長 小 紫 雅 史

生駒市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

生駒市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則（昭和47年12月生駒市規則第12号）の一部を次のように改正する。

第3条中「、公務又は通勤により生じた」を「、公務上の災害又は通勤による災害」に改める。

第4条第2項第1号中「の長」を削る。

第7条の2第2号中「場合又は」を「場合、同法第64条の規定による保護処分として少年院に送致され、収容されている場合、同法第66条の規定による決定により少年院に収容されている場合又は」に改める。

別表第1第8項中「心筋こうそく」を「心筋梗塞」に、「肺そく栓症、大動脈りゅう破裂（解離性大動脈りゅうを含む。）」を「重篤な心不全、肺塞栓症、大動脈解離」に、「脳血栓症、脳そく栓症、ラクナこうそく」を「脳梗塞」に改める。

様式第4号中「係る年金」を「係る休業補償」に改める。

様式第12号中「生駒市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例」を「、生駒市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例」に、「譲り渡し、又は国民生活金融公庫若しくは沖縄振興開発金融公庫に担保に供する場合を除き」を「譲り渡したり」に、「請求書」を「証書」に改

める。

附 則

この規則は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。